

令和 8 年度 歴史的建造物等保存研究助成 募集要領

公益財団法人 新井財団

1、事業の目的

日本国内の歴史的建造物及び街並み（以下「歴史的建造物等」という）の保存及び活用に関する文化財分野への助成を行うことにより文化財等の保護を図り、我が国の文化の発展に寄与することを目的とする。

2、事業内容

歴史的建造物等の保存、継承に資する調査研究・成果発表等に助成を行う。

なお、成果発表は、調査研究とあわせて行うものに限り、単独のものは対象としない。

3、助成対象者

歴史的建造物等の保存、継承に係る研究者の国内における調査研究に対する助成を行う。研究者には、建築士等の実務家を含む。研究を主な目的とする機関以外に所属する者は、調査研究を主な目的とする機関の研究者を共同研究者とする、又は、歴史的建造物等の研究者の推薦書を提出下さい。

4、助成対象事業の期間

申請できる研究は令和 9 年 4 月から開始する調査研究を対象とし、助成期間は 2 年以内を原則とする。

5、応募の資格

原則として対象となる調査研究に 5 年以上（大学院を含む）従事している研究者。

なお、応募に当たっては、大学の場合には所属する学部学科の長、その他の場合には所属研究機関の長の承認を必要とする。

6、助成金額

1 件当たりの助成金額は、原則として 50 万円から 100 万円程度を目途とする。

7、選考

公益財団法人新井財団（以下「この法人」という）に設置する選考委員会において選考規程に則り選考する。

採択された研究者は、原則として 3 年間は応募できない。また、同一内容による申請は、採否にかかわらず、原則として 3 年間は応募できない。

8、成果の報告

調査研究終了後 6 か月以内に、成果の報告書を提出する事。なお、調査研究の期間が 1 年を超える場合は、適切な時期に中間報告を求める場合がある。

9、応募の方法

この法人所定の様式による 「歴史的建造物等保存研究助成交付申請書」 を提出下さい。

※申請書の様式は、この法人のホームページよりダウンロード出来る。

※申請は、大学では所属する学部学科の長、その他の場合は所属機関の長の承認を得て、所属機関を経由して提出する。

※公的な機関と関係がある研究の場合には、その旨を記載する。

※他にも研究助成を受けている場合には、その機関名と、既に助成を受けている研究と本申請の研究との違いを記載する。

※申請書類は返却しない。

10、募集の期限

受付期間は、令和 8 年 8 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日(必着)

※募集状況によって変更の場合有り

11、申請書の提出先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋 2-8-3

公益財団法人 新井財団 事務局

E-mail : arai-zaidan@arai-f.or.jp

12、採否の決定の通知及び助成金の交付

(1) 原則として令和 8 年 12 月中に選考委員会を開催し、令和 9 年 1 月末日までに採否を申請者に通知する。

(2) 助成金は、令和 9 年 2 月末日頃までに申請者の希望する方法で送金交付する。

13、助成の取消又は返還

助成対象が次の事由に該当する場合には、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付金の返還を求める。

① 虚偽の内容による申請を行った場合

② 選定された内容の調査研究を実施しない場合又は中止した場合

(ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない)

③ 上記 8 の報告を行わなかった場合又は虚偽の内容の報告を行った場合

④ その他この法人の助成の趣旨に著しく違背する行為があった場合

1 4、その他

助成対象の調査研究に係る知的財産所有権は、調査研究を実施した者に帰属しますが、成果を発表するに当たっては、この法人の助成に係るものである事を明らかにするようお願いします。

以上